

議案第10号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
附 則 <u>（60歳を超える職員の給料に関する特例）</u> <u>第2条</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、職員の給与に関する条例附則第3項及び第4項の規定の例に準じて市規則で定めるところによりその一部を減じた額とする。	附 則 （経過措置） <u>第2条</u> この条例の規定により別に措置を講ずべき事項について、この条例施行の際現に実施中の職員（第13条に規定する者を含む。）の給与に関する規定又は取扱は、これらの措置が講ぜられるまでの間、なお、その効力を有する。
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える単純な労務に雇用される職員の給料に関する特例措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。